札幌学院大学ハラスメント対策本部に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌学院大学の構成員が人権を尊重し、かつ人権を尊重されつつ、良好な環境の下で教育を受け、研究し、又は就労することが確保されることを目的とし、そのために設置される札幌学院大学ハラスメント対策本部(以下「本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、構成員とは、次の各号の定めるところによる。
 - (1) 学生等

本学で教育を受け、研究を行うすべての者をいう。

(2) 教職員等

本学で就業するすべての者をいう。

(3) その他関係者

本学の諸活動に関わりのあるすべての者をいう。

- 2 この規程において、ハラスメントとは、次の各号の定めるところによる。また、各号の二つ以上に該当するものも含まれ、反復性及び作為であるか否かは問わない。
 - (1) セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的言動、又は性別役割分担の強要をいう。

(2) モラル・ハラスメント

年齢、出身、身体的特徴、趣味嗜好、国籍などに関連した不当な言動をいう。

(3) パワー・ハラスメント

職務上の地位若しくは権限又は数的優位を利用した不当な言動をいう。

(4) アカデミック・ハラスメント

教育上若しくは研究上の地位又は権限を利用した不当な言動をいう。

(5) アルコール・ハラスメント

飲酒の強要、飲めない人への配慮を欠く行為、酔ったうえでの迷惑な言動をいう。

(6) マタニティー・ハラスメント、ケア・ハラスメント

妊娠・出産・育児休業、介護休業等の取得を理由とした不当な言動をいう。

(7) その他ハラスメント

前6号以外の行為により、相手方に不快感、不利益を与え、教育・研究職場環境を悪化させる 不当な言動若しくは調査調停に関わる者に対する同様の言動をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、授業時間又は就業時間の内外を問わず、またキャンパスの内外を問わず、本学 の構成員が相談者又はその相手方となったハラスメントに対して適用される。

(任務)

- 第4条 本部は、ハラスメントの防止と処理に関し、次の各号に掲げる事項を任務とする。
 - (1) インテイカーの報告書の受理及び監査
 - (2) 苦情申立て(調停申請含む。)の受理とその処理方法の振分け
 - (3) 調査調停委員会の設置並びに事実関係調査及び調停等
 - (4) 処分及び対応措置の検討並びに理事長及び学長への勧告
 - (5) 処理結果の相談者及びその相手方への報告
 - (6) 被害者のケア及び加害者への教育
 - (7) ガイドラインの作成及び防止対策(啓発及び研修含む。)の策定
 - (8) インテイカーとの情報及び意見の交換
 - (9) 理事長及び学長への本部活動状況の報告
 - (10) 年次報告書の作成及び公表

- (11) その他ハラスメント防止に必要と思われる事項 (組織)
- 第5条 本部は、9名の本部委員で組織する。
- 2 前項の本部委員の内訳は、原則として、女性教員、女性職員、男性教員及び男性職員各 2 名以上 とする。
- 3 本部の組織に際し、一方の性の本部委員が3名を下回ってはならない。

(本部委員及び本部長)

- 第6条 本部委員については、教員は学長、職員は理事長が適任者を選任する。
- 2 本部は、互選により本部長を置く。
- 3 本部長及び本部委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、継続して三選に及ぶことはできない。
- 4 本部委員は、インテイカーと兼務することはできない。
- 5 本部の継続性を考慮し、本部委員は原則として毎年半数を入れ替える。
- 6 本部長は、会務を統括し、本部を代表する。
- 7 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する本部委員が、その職務を代行する。
- 8 この規程に基づきハラスメントに関する事案を処理する場合において、当該事案における相談者 又はその相手方が本部委員であるとき、当該事案の処理が完了するまで、当該本部委員は本部委員 の職務を行うことができない。
- 9 本部委員に欠員が生じた場合には補欠の本部委員が選任されるものとし、その任期は、前任者の 残任期間とする。

(本部会議の運営)

- 第7条 本部会議は、本部長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 本部長は、インテイカーから報告書を受理したとき、又は相談者からの苦情申立てを受理したと きは、直ちに本部会議を招集しなければならない。
- 3 2名以上の本部委員の請求があるときは、本部長は本部会議を招集しなければならない。
- 4 本部会議は、6名以上の本部委員の出席により成立する。委任状は、原則として認められないが、 やむを得ない場合はこの限りではない。
- 5 本部会議の議事は、出席本部委員の多数決で決する。ただし、可否同数の場合、本部長がこれを 決する。
- 6 本部会議は、必要に応じて、審議を非公開とすることができる。
- 7 本部会議は、必要に応じて、本部委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。 (調査調停委員会)
- 第8条 本部内に調査調停委員会(以下「委員会」という。)を設置し、本部委員で組織する。
- 2 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 相談への対応、相談者への助言又は指導
 - (2) 被害者の意思に沿った伝達文又は注意文の送付、加害者とされる者への直接注意
 - (3) 被害者の意思を尊重した調停、その経過及び結果の本部への報告
 - (4) 深刻な事案に関する事実関係の調査、その結果の本部への報告
 - (5) 緊急性のある事案に関する事実関係の迅速な調査、その結果の本部への報告
- 3 委員会は、3名以上の本部委員で組織し、担当する事案に適切に対応できるよう、性別及び所属 部局等に配慮する。
- 4 委員会の長は、委員の互選によってこれを定める。

(第三者調査調停委員)

第9条 本部は、第8条第2項にいう調査調停の全部又は一部、及び調査調停委員の全部又は一部を、 札幌学院大学の構成員以外の第三者に委嘱することができる。委嘱内容はその都度、理事長及び学 長と協議する。

(処分及び対応措置の勧告)

- 第10条 本部は、深刻な事例のうち、処分及び対応措置が必要と判断したものについては、理事長及び学長に勧告するものとする。また、勧告の事実を公表することができる。
- 2 緊急性のある事案については、本部は速やかに対応措置を検討し、理事長及び学長にその対応措

置を直ちにとるよう勧告することができる。

- 3 本部は、処分及び対応措置を検討するにあたり、当事者に意見陳述の機会を十分に保障しなければならない。
- 4 処分相当の場合には、現行の学内手続によってこれを行う。

(記録の保存)

- 第11条 本部は、事案の処理方法に関する記録を、個人のプライバシーに配慮しながら一通のみ保存するものとする。
- 2 この記録は、所管事務局にて厳重に管理し、本部委員のみが必要に応じて閲覧できるものとする。 (インテイカーとの情報・意見交換)
- 第12条 本部は、ハラスメント防止のために、インテイカーとの情報・意見交換を行うものとする。
- 2 本部長は、毎年4月に、インテイカーとの情報及び意見の交換のための会議を招集しなければならない。
- 3 3名以上のインテイカーの要請がある場合も、本部長は、臨時にその会議を招集しなければならない。

(守秘義務)

- 第13条 本部委員は、関係者のプライバシー保護に努め、任務において知り得た事項について、任期中及び退任後において、他に漏らしたり、私事に利用したりしてはならない。
- 2 本部委員は、就任にあたり、守秘義務を遵守する旨の誓約書に署名・押印するものとする。本部 委員が守秘義務に違反した場合には、本部は、理事長及び学長に報告するものとする。
- 3 処分相当の場合には、現行の学内手続によってこれを行う。

(所管)

第14条 本部は、理事長及び学長の下に置かれ、この規程及び本部に関する事務の所管は、総務課と する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会が行う。

附則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程制定後に最初に選任される本部委員のうち4名の任期については、第6条第3項を適用 せず、平成25年3月31日までを第1期とする。
- 3 札幌学院大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会に関する規程は、廃止する。

附 則(令和2年3月4日)

この規程は、令和2年3月4日から施行する。

附 則(令和4年4月6日)

この規程は、令和4年4月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和6年4月1日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。